

第26回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和4年8月5日 午後3時～午後3時45分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（15人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（1人） 3番 赤川 明宏

5、議事・報告

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○令和4年度農業委員会地区別研修会について

○「2022年度農業委員会業務必携89号」の配布について

○農地利用状況調査（農地パトロール）について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 村田 顕

8、会議の概要

事務局 ：ただ今から、第26回玉村町農業委員会を開会いたします。
 それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 ：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
 肥料の高騰が始まりつつありますが、乗り切っていきましょう。

事務局 ：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 ：本日の出席委員は 名ですので、総会は成立しております。
 玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
 今回は 6番 星野 委員 7番 筑井 委員 を指名します。

 なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議 長 ：それでは、4番 議事に入ります。
 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
 事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：【議案第1号農地法第3条の規定による許可申請受付番号1について説明】
 説明は以上です。

議 長 ：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で
 現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いしま
 す。

部会長 ：この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、
 部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 ：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
 ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

 （挙手なし）

 よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案
 のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第1号 受付番号2 について説明をお願いします。

事務局 :【議案第1号受付番号2について説明】
以上となります。

議長 : それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長 : ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

受付番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をお願いします。

事務局 :【議案第2号農地法第5条の許可申請受付番号1について説明】
説明は以上です。

議長 : それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、

受付番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして議案第3号について説明をお願いします。

事務局 : それでは、玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について説明いたします。

この書類は、今年1月に町で受付した農業振興地域整備計画において農用地区域からの除外申請を受付したものです。

今回農業委員会には、町が今回受付した4件に際し、農業への影響について意見を求められております。

議長 : それではご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 : それでは、今回の玉村町農業振興地域整備計画の変更について農業委員会では意見なしと致します。

続きまして、次第5番 報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。

内容につきましては、相続で、1件受理しております。

続きまして

報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況につい

て報告いたします。

内容につきましては合意解約で 1 件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。

続いて、次第6番 その他 に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局：○農業委員会地区別研修会について

日時：令和4年9月2日(金) 12:30分集合 13:30開始

場所：伊勢崎市民文化会館

その他：役場ロビー集合、町バスで行きます。

○「2022 年度農業委員会業務必携について

農業委員会地区別研修会で使用しますので当日ご持参ください。

○農地利用状況パトロールについて

農地パトロールは農地法第30条第1項に基づく「利用状況調査」として実施します。

目的は3つあり

- ① 地域の農地利用の確認
- ② 遊休農地の実態把握
- ③ 違反転用の発生防止・早期発見 　　です。

毎年1回実施する事になっており、8月頃実施すると定められています。

詳細は配布の資料の通りです。

大まかな班分けをしましたので発表します。　(敬称略)

玉村北地区担当	赤川	羽鳥	星野	吉田
玉村南地区担当	松浦	齋藤(直)	原	横堀
上陽地区担当	筑井	武士	設楽	新井
芝根地区担当	塚越	徳江	齋藤(邦)	中澤

○その他

玉村町産業祭について最終判断は10月にしますが、今のところ11月20日(日)開催予定です。

以上で説明を終わります。

議長：今年の麦の評価は1等となりました。A評価かどうかは不明ですが、若干良い価

格となりそうです。

米価は変わらないのでは無いかと思います。

また、肥料の値上げは来春から本格化しそうで、国の補助の動向も示されつつあります。

その他、委員の方から何かありますか。

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長：以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。